

伊 根 町 教 育 大 綱

令和 7 年 3 月

伊 根 町

策定の趣旨

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に基づき、地方公共団体の長が、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について定めるものです。

本町の教育大綱については、国の「教育振興基本計画」や京都府の「教育振興プラン」を踏まえたうえで、町長と教育委員会が総合教育会議において協議し、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

大綱の構成内容

- 1 はじめに
- 2 基本理念
- 3 目指す人間像
- 4 はぐくみたい力
- 5 重点目標
- 6 計画の期間

1 はじめに

本町では、令和2年3月に「みんなで創るええまち」をまちづくりの将来像に掲げた「第6次伊根町総合計画」（以下「総合計画」といいます。）を策定しました。総合計画は、長期的な展望をもち、計画的で継続性のあるまちづくりを行う指針となる基本構想と、基本構想で定めた将来像を実現するため、分野ごとの具体的な施策の方針を示す基本計画によって構成します。基本構想の計画期間は10年間、基本計画の計画期間は前期と後期それぞれ5年間としています。

基本構想では、将来像を実現させるための施策ごとの目標として「6つのええまち」を定め、総合計画と同時に策定した前期基本計画に基づき各種事業を実施してきました。後期基本計画は、第6次伊根町総合計画の「中間ポイント」として、前期基本計画期間中の取り組みの成果や、町民意識の変化、近年の社会情勢の変化を反映させ、伊根町の更なる発展の指針とするために策定しました。

学校教育では、少子化に伴う小学校での複式学級の編成や過疎による地域見守りの希薄化をはじめ、いじめ、不登校、交通事故や犯罪被害などの様々な問題があります。加えて、情報通信技術の発達や国際化など目まぐるしく変化する社会の中、子ども達が安心して育っていくため、長期的に教育環境を充実させることが必要です。また、子ども達が自ら課題を見つけ、学び、考え、判断し、行動に移せる力を身に付けることが重要であり、少人数学級によるきめ細やかな学習支援が受けられる利点を生かしながら、少人数学級で不足する集団活動を補完することや、伊根町ならではの様々な体験を提供していくことが必要です。

社会教育は、学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み、地域コミュニティを支える基盤となります。しかし、社会やライフスタイルの変化等により、人と人との「つながり」が希薄化し、社会教育団体の組織運営や行事等の活動が縮小しています。そのため、人と人とがつながり、絆を深め、地域コミュニティの基盤を安定させる必要があります。一人ひとりが「人権」を理解し、互いを思いやる心を身に付ける必要があります。

2 基本理念

【 みんなで創る ええまち 伊根 】

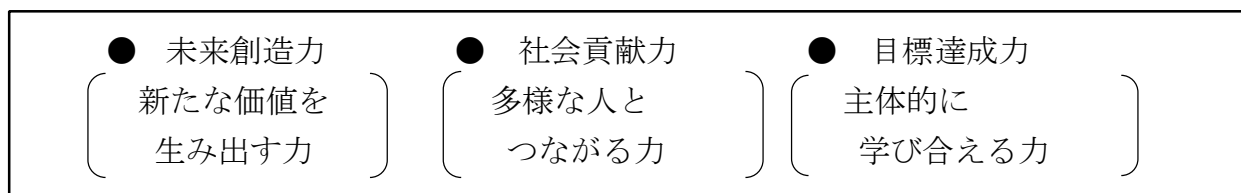
心豊かに暮らせる美しい“ええまち”を創るため、自立的に参画できる力を養う。

自然・伝統・文化の魅力あふれる“ええまち”を守るため、組織的に協働できる力を養う。

3 目指す人間像

- ◇文化や伝統等の貴重な財を継承し、全ての人が幸せに暮らせる未来を創造できる人
- ◇互いの人権や多様性を尊重し、思いやりをもって人とつながり、社会に貢献できる人
- ◇何事にも粘り強くチャレンジし、いきいきと活動して夢や目標を達成できる人

4 はぐくみたい力



5 7つの重点目標

山・海・川などの自然の豊かさ、故郷でつながり合う地域コミュニティ力の強さ、重要伝統的建造物群などの誇れる歴史・文化・景観など、伊根町は、かけがえのない物的・心的な宝財を保存しています。

これらを十分に活用するとともに、本町の強みを最大限に生かした教育費無償化をはじめとした諸施策を効果的に講ずることにより、「誰ひとり取り残すことのない子育て及び教育」、「伊根町ならではの教育振興」を充実させることが求められています。以下、その重点目標を掲げます。

- (1) 知力・心力・体力を伸ばし、一人一人の個性や能力を引き出す教育環境整備
- (2) ひとが生き生きと輝くまちづくりに貢献できる人材育成
- (3) 安心かつ安全な子育て環境及び教育環境の整備
- (4) 愛郷心の涵養及び人権意識の高揚
- (5) 地域コミュニティの充実と地域・家庭・学校の連携推進
- (6) 文化・芸術活動及び生涯学習・生涯スポーツの充実
- (7) 文化財の保護及び文化財を活用したまちづくりの推進

6 計画の期間

計画の期間は、第6次伊根町総合計画基本計画の期間を踏まえ、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、計画期間内に上位計画の改訂などで見直しが必要となった場合には、総合教育会議で再度協議し改めて大綱を策定します。